

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	元気おばね商品券発行事業(第34弾)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るため、プレミアム商品券を発行することで消費活動を活性化させ、消費下支えを通じた生活者支援を行うとともに商店街等の経営を支援するため ②プレミアム付商品券の発行を支援するための経費(13,000円の商品券を10,000円で販売) ③補助金18,400千円(3,000円×5,800セット=17,400千円、委託事務経費1,000千円) その他の内訳:事業費の1割に一般財源(1,706千円)を充当 ④商品券を購入した地域住民及び尾花沢市商店街協同組合	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	おばねくらし応援券発行事業(当初予算分①)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るため、市内店舗で使用できる商品券(1,250円分)を全世帯に配布し、消費下支えを通じた生活者支援を行う。 ②1,250円分の商品券を全世帯に配布し、商品券の換金を行う尾花沢市商店街共同組合へ補助金(商品券分)及び換金等業務委託料を支出する。 ③5,330千円(合計 5,330,000円) 商品券代 世帯数5,000世帯×1,250円=6,250,000円 → 利用率80% → 5,000,000円 業務委託料(商品券印刷、その他消耗品等) 330,000円 その他の内訳:業務委託料分に一般財源(330千円)を充当 ④市民及び使用済の商品券の換金を行う尾花沢市商店街協同組合	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費助成事業(自校給食方式分)【重点支援地方交付金】(尾花沢小学校分)	①自校給食方式の小学校の給食費助成を行うことで、学校生活に必須な経費である給食費の負担を軽減し、子育て世帯に対する物価高騰の影響を緩和するため。 ②自校給食方式の小学校の給食費及び給食運営費を助成(教職員分を除く) ③補助金(給食費及び給食運営費への補助) 22,318千円 給食費1食350円×315人×199回=21,939,750円 給食運営費1,200円×315人=378,000円 計 22,317,750円 その他の内訳:事業費の3割(7,318千円)に一般財源を充当 ④自校給食方式の小学校(1校)に通う児童及びその保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材購入費支援事業(共同調理場方式分)【重点支援地方交付金】(尾花沢中学校分)	①共同調理場方式の中学校の給食費助成を行うことで、学校生活に必須な経費である給食費の負担を軽減し、子育て世帯に対する物価高騰の影響を緩和するため。 ②賄材料費(35,931千円)に充当する保護者負担分の給食費を支援(教職員分を除く) ③賄材料費のうち18,876千円 中学校生徒 242人×200回×390円= 18,876,000円 その他内訳:県補助金(学校給食食育・地産地消促進事業費補助金)86千円、事業費の5割(8,790千円)に一般財源を充当(合計:8,876千円) ④共同調理場方式の中学校(1校)に通う児童・生徒及びその保護者	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	高齢者社会参加促進事業【重点支援地方交付金】	①当市は面積が広くバス停留所まで距離があることに加え、路線バスの減少、冬期間の豪雪などにより、運転免許のない高齢者や要介護認定を受けた高齢者にとってはタクシー事業者が地域に不可欠な交通手段となっている。タクシー券の発行により、物価高騰の影響を受ける高齢者の交通手段を確保するとともに、タクシー利用のハードルを下げ、エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者の経営を支援する。 ②高齢者のタクシー利用の費用の一部を助成 ③扶助費及び事務費 12,727千円(12,727,000円) 扶助費 計 12,570,000円 (タクシー券) 39,900枚(1人あたり12~58枚)×500円×60%=11,970,000円 (リフト付きタクシー券) 25人×24枚×5,000円×20%=600,000円 事務費 157,000円(印刷製本費) その他内訳:事務費及び扶助費の3割(計3,727千円)に一般財源を充当 ④高齢者および利用するタクシー事業者	R7.4	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	福祉タクシー券・給油券事業【重点支援地方交付金】	①当市は面積が広くバス停留所まで距離があることに加え、路線バスの減少、冬期間の豪雪などにより、運転免許のない障がい者にとってはタクシー事業者が地域に不可欠な交通手段となっている。タクシー券の発行により、物価高騰の影響を受ける障がい者の交通手段を確保するとともに、タクシー利用のハードルを下げ、エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者の経営を支援する。また、同様の理由で自動車税(軽自動車税)の減免を受ける障がい者にとって、自家用車が不可欠な交通手段となっており、給油券の発行によりエネルギー価格高騰の影響を受ける障がい者の給油費用の一部を支援する。 ②障がい者のタクシー利用の費用・給油の費用の一部を助成 ③扶助費及び事務費 4,882千円 扶助費 4,811千円(タクシー券) 500円×300人×48枚×60%=4,320千円 (リフト付きタクシー券) 5人×24枚×5,000円×20%=120千円 (給油券)65人×12枚/年×500円×95%=371千円 事務費(印刷製本費) 71千円 その他内訳:事務費及び扶助費の4割(計1,882千円)に一般財源を充当 ④障がい者および利用するタクシー事業者・給油店	R7.4	R8.3
7	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	福祉灯油購入助成事業【重点支援地方交付金】	①燃料価格高騰の影響を受ける低所得世帯の冬期間の経済的負担を軽減するため、灯油購入に要する費用の一部を助成するもの。 ②灯油購入に要する経費の一部を助成(一世帯当たり5000円) ③4,250千円 扶助費 850世帯×5,000円= 4,250,000円 その他の内訳:扶助費の50%(2,125千円:県補助金の見込み分)と扶助費の1割(425千円)に一般財源(計2,550千円)を充当 ④住民税非課税世帯であって、高齢者または重度障がい者のみで構成される世又はひとり親世帯、高齢者と重度障がい者のみで構成される世帯	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	おばねくらし応援券発行事業(当初予算分②)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るため、市内店舗で使用できる商品券(250円分)を全世帯に配布し、消費下支えを通じた生活者支援を行う。 ②250円分の商品券を全世帯に配布し、商品券の換金を行う尾花沢市商店街共同組合へ補助金(商品券分)及び換金等業務委託料を支出する。 ③1,330千円(合計 1,330,000円) 商品券代 世帯数5,000世帯×250円=1,250,000円 →利用率80%→1,000,000円 業務委託料(商品券印刷、その他消耗品等) 330,000円 その他の内訳:業務委託料分に一般財源(330千円) ④市民及び使用済の商品券の換金を行う尾花沢市商店街協同組合	R7.4	R8.3
9	③消費下支え等を通じた生活者支援	おばねくらし応援券発行事業(追加分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るため、市内店舗で使用できる商品券(1,000円分)を全世帯に追加配布し、消費下支えを通じた生活者支援を行う。 ②1,000円分の商品券を全世帯に追加配布し、商品券の換金を行う尾花沢市商店街共同組合へ補助金(商品券分)及び換金等業務委託料を支出する。 ③4,040千円(合計 4,040,000円) 商品券代 世帯数5,000世帯×1,000円=5,000,000円 →利用率80%→4,000,000円 業務委託料(商品券印刷、その他消耗品等) 40,000円 その他の内訳:業務委託料(40千円)に一般財源を充当 ④市民及び使用済の商品券の換金を行う尾花沢市商店街協同組合	R7.7	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費助成事業(自校給食方式分)【重点支援地方交付金】(福原小学校・玉野小学校分)	①自校給食方式の小学校の給食費助成を行うことで、学校生活に必須な経費である給食費の負担を軽減し、子育て世帯に対する物価高騰の影響を緩和するため。 ②自校給食方式の小学校の給食費及び給食運営費を助成(教職員分を除く) ③補助金(給食費及び給食運営費への補助) 9,707千円 給食費1食350円×137人×199回=9,542,050円 給食運営費1,200円×137人=164,400円 計9,706,450円 → 9,707千円 その他の内訳:事業費の7割(6,707千円)に一般財源を充当 ④自校給食方式の小学校(2校)に通う児童及びその保護者	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材購入費支援事業(共同調理場方式分)【重点支援地方交付金】(福原中学校・宮沢小学校・常盤小学校分)	①共同調理場方式の小中学校の給食費助成を行うことで、学校生活に必須な経費である給食費の負担を軽減し、子育て世帯に対する物価高騰の影響を緩和するため。 ②賄材料費(35,931千円)に充当する保護者負担分の給食費を支援(教職員分を除く) ③賄材料費のうち7,859千円 小学校児童 58人×195回×350円= 3,958,500円 中学校生徒 50人×200回×390円= 3,900,000円 合計 7,858,500円 → 7,859千円 その他内訳:事業費の6割(4,561千円)に一般財源を充当 ④共同調理場方式の小学校(2校)・中学校(1校)に通う児童・生徒及びその保護者	R7.4	R8.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	子育て世帯生活応援事業	①お米などの食料品の物価高騰により家計への負担が増している状況をふまえ、食料負担の大きい子育て世帯を重点的に支援するため、お米券を配布する。 ②おこめ券を送付するための経費(おこめ券代及び発送経費) ③6,000,000円 おこめ券代 500円×7枚×1,450人(本市に住民登録がある高校生世代までの子ども)=5,075,000円 事務経費 925,000円(郵送料、発送業務委託料、消耗品費) その他の内訳:事業費の約1割(500千円)に一般財源を充当 ④市に住民登録がある高校生世代(平成19年4月2日～令和8年3月31日生)までの子ども	R8.1	R8.4以降
13	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者等戦略的人材育成支援事業	①光熱費・食料品等の物価高騰の影響を受けている事業者に対し、新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等、自社の経営向上に向けた「戦略的な人材育成の取り組み」を支援するもの。 ②補助金400千円 補助対象事業 (1)自社の経営課題を改善し、新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等自社の経営の向上に向けた人材育成を目的とするもの (2)専門的な知識又は技術の習得等既存従業員の能力向上を図るもの (3)受講により習得した知識又は技術等の活用を計画しているもの (4)人材育成により得られる成果が、新たな地域サプライチェーンの構築や付加価値の好循環の実現等市内経済への波及効果が期待されるもの ③ 補助事業に係る対象経費の2/3(上限20万円)×2件 ④市内に事業所を有し、市税を完納している事業者等	R7.4	R8.4以降
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等物価高騰対策支援金事業	①物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、事業の運営を支援し、安定的な福祉サービスの提供体制の維持を図るため支援金を交付する。 ②高齢者施設等への支援金(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、訪問介護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所) ③支援金 2,215千円 (1)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所 定員×5,000円 または、定員29名以下の場合は一律150,000円 (2)有料老人ホーム 一律 30,000円 (3)訪問介護事業所 一律70,000円 (4)通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所 一律35,000円 316人×5,000円+1事業所×150,000円+1事業所×30,000円+1事業所×70,000円+11事業所×35,000円=2,215,000円 その他の内訳:事業費の1割(215千円)に一般財源を充当 ④令和8年1月1日時点で対象施設を市内で高齢者施設等を運営する法人(14法人)	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設原油価格・物価高騰対策事業	①市内の民間保育施設(保育所、認定こども園)において、原油価格・物価高騰に伴い光熱費や燃料代、賄材料費などが増しているが、当該施設は公定価格で運営されており利用者負担を軽減することが難しいことから、経営の圧迫による利用者へのサービス低下を防ぐため、原油価格・物価高騰によるかき増し経費に対して支援を行うもの。 ②原油価格・物価高騰に伴う電気、灯油、賄材料費のかき増し経費を支援 ③補助金2,000千円 民間保育施設(3園)に対し、電気代、灯油、賄材料費の調査を行い、令和5年度経費に比べ、かき増しとなった令和6年度経費に対し補助する。 その他内訳:事業費の1/2(1,000千円)に一般財源を充当。 ④民間保育施設(3園)	R8.1	R8.4以降
16	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料価格高騰対策支援事業	①配合飼料価格の高騰の影響を受ける畜産経営者のコスト増を緩和し、畜産経営者の支援を図る ②配合飼料購入に対する助成費用 令和7年度第2四半期から第4四半期(R7.7~R8.3月)の配合飼料価格と、令和2年度の配合飼料の平均価格との差額から、国の配合飼料価格安定制度等の補てん金額を差し引いた額の1/4以内(上限1,750円/t)を支援 ③補助金 27,300千円 15,600t×1750円=27,300千円 ※1期あたり 5,200t×3期 その他の内訳:事業費の2割(5,266千円)に一般財源を充当 ④市内畜産経営者	R8.1	R8.4以降
17	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設等電気料金高騰支援事業	①電気料金高騰による農業者への影響を緩和するため、農業水利施設(用排水機場)の稼働における電気上昇分の一部を補助する ②令和7年4月から9月における電気使用料金のうち令和3年度(料金高騰前)との数値で上昇した差額分について1/2を支援する(土地改良区については1/4) ③補助金 1,600千円 9団体×150千円=1,350千円、1土地改良区×250千円=250千円 その他の内訳:事業費の約4割(600千円)に一般財源を充当 ④水利使用に関する河川法の許可を得ている揚水機を管理する、3戸以上農家で組織する規約等の定めがある市内の団体及び土地改良区	R8.1	R8.4以降
18	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て支援医療給付事業(市単分)【重点支援地方交付金】	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、対象者に医療受給者証を交付し、子どもの医療費の一部負担金を市が給付するもの ②子どもの医療費の一部負担金を給付するための事務費及び扶助費(県単事業分を除く) ③事務費及び扶助費 合計30,174千円 事務費:1,079千円(印刷製本費 42千円、手数料 1,037千円) 扶助費:29,095千円 扶助費は、子育て支援医療給付(県単事業分を除く) 3~9歳児の外来の一部と入院の一部、小4から中3の入院の一部と外来全部、高校生の外来と入院全部 その他の内訳:事業費に地方債23,000千円を充当し、事業費の約4%に一般財源(1,174千円)を充当 合計 24,174千円 ④市内の児童・生徒及びその保護者	R7.4	R8.4以降
19	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	分館管理費支援補助金【重点支援地方交付金】	①エネルギーや物価高騰の影響を受ける自治会等の負担を緩和するため ②補助金1,005千円(自治会の管理する公民館の電気、水道基本料金相当分の1/2を補助) ③集落公民館67件×電気、水道基本料金の1/2(平均15,000円)=1,005,000円 その他の内訳:事業費の約1割(105千円)に一般財源を充当 ④市内自治会、自治会で管理する公民館	R7.4	R8.4以降